

3.1 新制度の説明資料

**「子ども・子育て支援新制度」を学び
保護者への説明方法を一緒に考えよう!**

みんな、子育てしたいね。
すくすく
パン!

2014年10月3日
プレゼンター：相織名 担当番名

<目次>

(新制度って何? 何のための制度なの?)

- 1-① 子どもや子育てを取り巻く課題
- 1-② 消費税増税分を活用し子育てを社会全体で支えます
- 1-③ 実施主体は、お住まいの自治体です

(新制度で教育・保育は何かどう変わるの?)

- 2-① 新制度で増える教育・保育の場
- 2-② 新制度の利用の流れ
- 2-③ 認定にあたって(保育の必要性の事由)
- 2-④ 認定にあたって(保育の必要量)
- 2-⑤ 利用者負担のイメージ
- 2-⑥ 多子世帯の保育料の軽減

(新制度は教育・保育以外の支援はあるの?)

- 3-① 子ども・子育て支援法に基づく「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援
- 3-② 地域の子育て支援の充実
- 3-③ 利用者支援
- 3-④ 放課後児童クラブ

(新制度をより詳しく知りたい!)

- 4 詳しくは…(ホームページ、フェイスブック、ツイッター参照)

新制度って何？何のための制度なの？



1-① 子どもや子育てを取り巻く課題

- ・急速な少子化の進行
- ・待機児童問題
- ・仕事と家庭の両立が難しい
- ・子育ての孤立感と負担感の増加
- ・子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ・児童虐待問題の深刻化
- ・放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ・地域の実情に応じた提供対策が不十分…など



<子ども>おたしのまちの課題は…？



1-②消費増税分を活用し子育てを社会全体で支えます

●支援の量を拡充！

必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指します。

- ・子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やします。
- ・1人目はもろろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やします。

仕事や介護などで子どもをみられない日が多い



有業中
無業中
専業主婦

ふたん家について一緒に過ごす日が多い



5歳未満
5歳以上

※保護者が居間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のときに預けられる「病児保育」などの支援も増やします。

●支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

(例)

給食費や保育料、認定こども園等の運営経費の改善

放課後や保育料、認定こども園等の運営の処遇改善

放課後児童クラブの充実

※消費増税の引上げにより増額するの、7割程度を定め、追加の増収財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

<メモ>



1-③実施主体は、お住まいの自治体です

新制度の取組みは、皆さんがお住まいの市町村が中心となって進めます。

- 市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- 計画的に取組みを進めるため、市町村は新制度の開始（平成27年4月）から5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作ります。
- 子育て当事者も参画した「地方版子ども・子育て会議」を設置し、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しなどを行っていくこととしています。

※都道府県や国は、市町村の取組みを制度面、財政面などで支えていきます。

<メモ>わたしのまちの事業計画は・・・地方版子ども・子育て会議は・・・？



新制度で教育・保育は何かどう変わるの？



2-① 新制度で増える教育・保育の場



- 【幼児期の教育を行う学校】
- ・親の就労状況などに関わらず入園できます。



- 【教育と保育を一体的に行う施設】
- ・保護者が働いていても、いなくても利用できます
 - ・「子育て支援の場」もあります。



- 【就労などのため家庭で保育のできない保育所 保護者に代わって保育する施設】
- ・両親ともに就労している等の理由が必要です。



- 【施設より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業】
- ※小規模保育、家庭的保育
 - 事業所内保育、居宅訪問型保育

<メモ>わたしのまわりの教育・保育の場は…？

新しく
制度化

※新制度に入らない私立幼稚園もあります。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや保育料は今までどおりです。

補足 幼児教育について

法的位置づけ		教育・保育内容
幼稚園	学校	幼稚園教育要領
保育所	児童福祉施設	保育所保育指針
幼保連携型認定こども園	学校及び児童福祉施設	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

(参考1) 学校教育法第22条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の豊かな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(参考2) 児童福祉法における「保育」の定義

養護及び保育（学校において行われるものを除く）

(参考3) 幼児教育の目指すもの

出典：無縁院 白梅学園子ども学部教授 講演資料

幼児教育が目指すもの

1) 幼児期にふさわしい活動とは

子どもは熱中し集中して活動することから学びが生まれる。

何日も掛けて一つのことに持続して取り組む力を育てる。

難しいことに挑戦する。何にでも興味を持って取り組む。

子ども同士が協力して活動できるようにする。

2) 小学校教育の土台を育てる

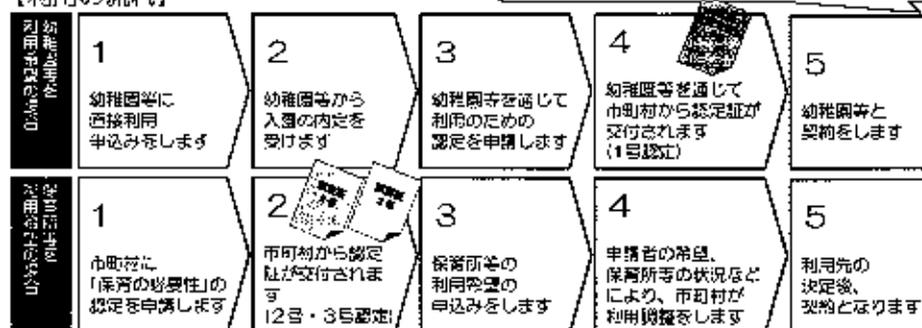
学びに向かう力、つまり集中し、持続し、工夫する力が授業の土台となる。

それは遊びに熱中し、それが持続するところから育つ。

2-② 新制度の利用の流れ

<メモ>わたしのまもの手続き開始時期は……？

【利用の流れ】



<認定こども園を利用する場合>

1号認定の場合→青枠、2号、3号認定の場合→赤枠の手続きの流れが基本

【3つの認定区分】

〈要件〉

〈利用先〉

1号認定 教育標準時間認定

2号認定 満3歳以上・保育認定

3号認定 満3歳未満・保育認定

特別な要件無し

(満3歳以上)

保育の必要な事由に

該当する必要有り

(幼稚園・認定こども園)

(保育所・認定こども園)

(保育所・認定こども園・地域型保育)

※新制度に入らない私立幼稚園もあります。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや保育料は今までどおりです。

2-③ 認定にあたって(保育の必要性の事由)

保育所などを利用する場合には、保育の必要な事由に該当することが必要ですが、これまでの事由(保育に欠ける事由)より、広がりました。

＜保育を必要とする事由＞※赤字が新たに加えられた事由です

就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入居等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動

就学

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

＜メモ＞わたしのまちのその他の事由は…？



2-④ 認定にあたって(保育の必要量)

保育必要とする時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの設定を受けることになります。

(1日の利用可能時間)(想定される月の就労時間)

● 「保育標準時間」利用 ▶ フルタイム就労を想定した利用時間 (最長11時間) 概ね120時間以上

● 「保育短時間」利用 ▶ パートタイム就労を想定した利用時間 (最長8時間) 概ね120時間未満

※ 「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

＜メモ＞わたしのまちの就労時間の下限は…？



新制度は教育・保育以外の支援はあるの？



3-① 子ども・子育て支援法に基づく「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援

	家庭以外の保育を必要としない	家庭以外の保育を必要とする
3～5歳児	【1号認定】 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 (幼稚園利用者： 3～5歳児の49.3%) (1*)	【2号認定】 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 (保育所利用者： 3～5歳児の44.5%) (2*)
0～2歳児	地域の子ども・子育て支援 ^(3*) <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> 認定こども園等の 子育て支援機能 ^(4*) 等 (保育所を利用していない者： 0～2歳児の72.7%) (4*)	【3号認定】 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育 ^(4*) 等 (保育所利用者： 0～2歳児の27.3%) (2*)

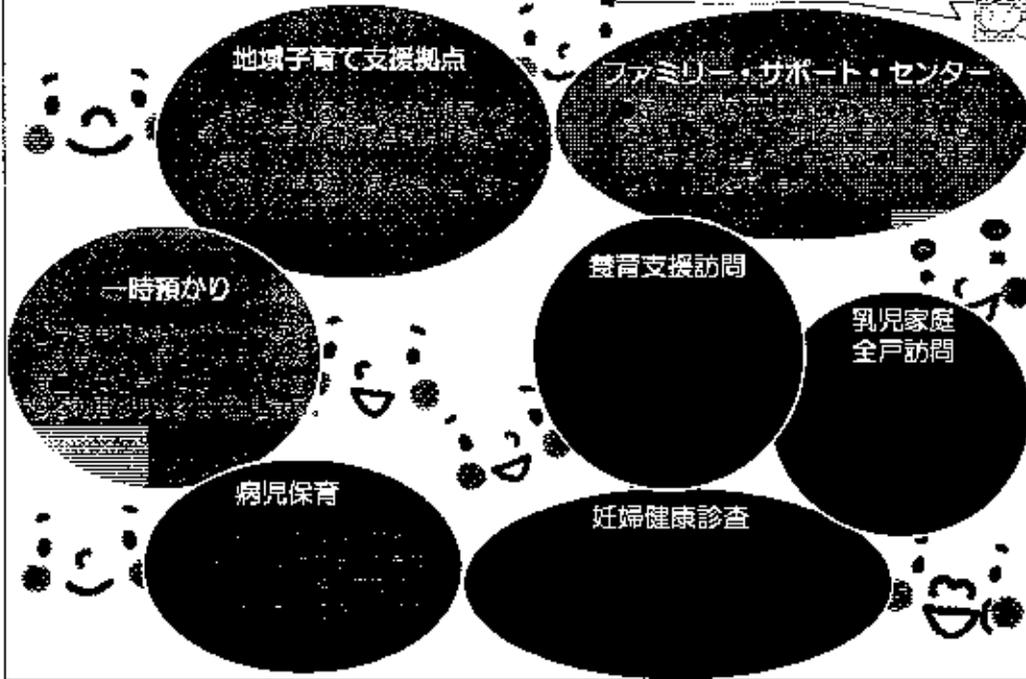
(1*) 幼稚園利用者は「平成26年度学校基本調査」(文部科学省)より
 (2*) 保育所利用者は「保育所開設状況取りまとめ(平成26年4月1日)」(厚生労働省)より
 (3*) 地域の子ども・子育て支援は全てのこどもが対象
 (4*) 保育所を利用していない者は保育所利用者からの差引
 ※(1*)(2*)(4*)を算出する際の乳幼児数は「人口推計年報(平成25年10月1日)」より

<メモ>



3-② 地域の子育て支援の充実

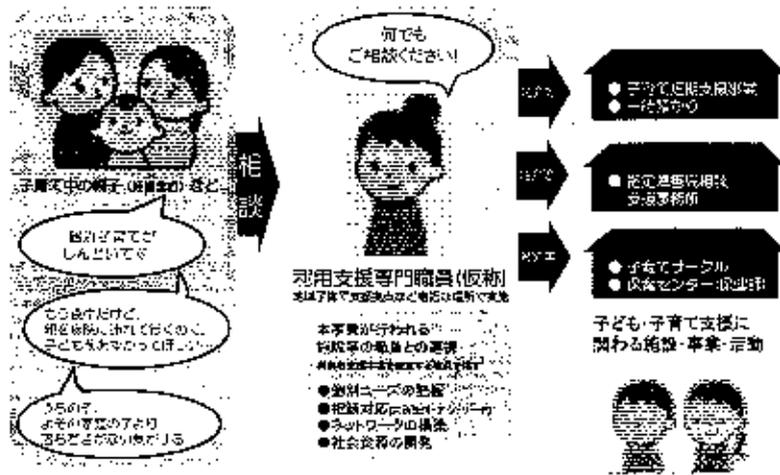
<メモ>わたしのまちはあるのかな...?わたしのま
ちの独自の支援は...?



3-③ 利用者支援

<メモ>わたしのまちな利用者支援はどこに設けられるの?

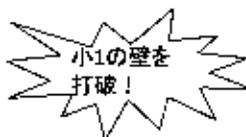
- 子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 利用方法等が分からないなど、子ども・子育てに関する総合窓口として、誰もが利用できます。



3-④ 放課後児童クラブ



- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにしている取組みです。
- 地域のニーズに合わせ、小学校の余裕教室のさらなる活用などにより放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。
- 小学校6年生まで対象となります。
- 開所時間を延長するクラブに対する補助を充実します。
- 新しい基準（主なもの）



<職員>

放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替が可能です）。

<施設・設備>

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋またはスペース）等を設けます。なお、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。

<メモ>わたしのまちの放課後児童クラブのニーズ、課題は…？数は十分足りてる…？

<開所日数・時間>

- ・原則1年につき250日以上とします。



新制度をより詳しく知りたい！



4 詳しくは…

<メモ>わたしのまもの問合せ先や情報の入り先は…

子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月に本格的にスタートします！
詳しくは、内閣府新制度のホームページ、ツイッター、フェイスブック
を御参照ください！

The image shows a screenshot of the Japanese government website for the Child and Family Support New System. The page features a navigation menu at the top with categories like '子育て支援' (Child and Family Support) and '子育て支援新制度' (Child and Family Support New System). The main content area is titled '子ども・子育て支援新制度' and includes a list of key points:

- ① 子育てのすべてが国と自治体で分担する仕組みです。
- ② 「家単位」で費用を算定します。
- ③ 多様な世帯の状況により、時間や費用の削減に最大限努めます。
- ④ 就業の質や子育て環境を改善します。
- ⑤ 平成27年4月に本格的にスタートの予定です。

Callouts from speech bubbles highlight specific features:

- 「よくある質問」を掲載しております！ (We have posted frequently asked questions!)
- ツイッター、フェイスブックでも旬の情報を発信中！ (We are also posting timely information on Twitter and Facebook!)
- パンフレット ※ご自由にダウンロードできます！ (Brochure ※ You can freely download it!)

At the bottom, the URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html> is provided, along with a search bar containing the text '内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索'.